



2024年3月12日

各 位

会 社 名 株式会社ナガオカ
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久
(コード：6239、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 楯本 智也
(TEL. 06-6261-6600)

自己株式の取得および自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ
(会社法 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付け)

当社は、2024年3月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することおよびその具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入にあたり、従業員に株式報酬として交付する株式へ充当することを目的として、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得の方法

本日 (2024年3月12日) の終値 (最終特別気配を含む) 1,235 円で、2024年3月13日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付の委託を行います (その他の取引 制度や取引時間への変更は行いません。)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文といたします。

3. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 500,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 7.1%)
- (3) 株式の取得価額の総額 617,500,000 円 (上限)
- (4) 取得日 2024年3月13日
- (5) 取得結果の公表 2024年3月13日午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表します。
- (6) その他 当社は、支配株主である株式会社ハマダグループより、その保有する当社普通株式の一部をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

(注1) 当該株数の変更は行いません。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われぬ可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付を行います。

4. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件自己株式の取得は、当社の支配株主である株式会社ハマダグループが売り手として参加することを予定したものであるため、本件自己株式の取得は支配株主との取引等に該当します。

当社が2023年9月29日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社は、支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の取引先と同様に取引内容及び取引条件の妥当性を検討し、交渉を行った上で、決定しています。なお、製造の外注取引については、品質管理、情報管理の面から取引先を限定していますが、過去の取引実績や当社が蓄積してきた製造経験等を踏まえ、取引条件を検討しています。また、新たな内容の取引を行う場合は、取締役会で十分審議を行うこととしています。今後も、この状況を維持し、少数株主の保護に努めてまいります。」

本件自己株式の取得は、以上の指針に基づいて決定されたものであります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、本日（2024年3月12日）の株価終値での本件自己株式取得を行う予定です。利益相反を回避するための措置に関する事項として、利害関係を有する取締役である帽田泰輔氏を除いた支配株主と特別な利害関係を有しない取締役5名（うち社外取締役2名）に対し、2024年3月12日開催の当社取締役会において本件自己株式の取得の内容について詳細に説明し、本件自己株式の取得に係る取締役会において決議しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件自己株式の取得に関する取締役会の決議に際しては、支配株主と特別な利害関係を有しない独立役員である中井康之氏、菊池健太郎氏より、本適時開示に先だち、本件自己株式の取得は、以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が取られていることから、少数株主にとって不利益ではない旨の意見を得ております。

- ① 本自己株式の取得は、当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬に伴い交付する株式に充当することを目的として実施されるものであり、少数株主に対して不利益を与える目的や意図があって実施されるものではないこと。
- ② 本件自己株式の取得に係る意思決定については、利害関係を有する帽田泰輔氏を除いた取締役のみで実施することとしており、意思決定過程の公正性の確保、利益相反を回避するための措置が取られていること。
- ③ 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用され、価格の公正性が担保され、かつ他の株主にも取引機会が平等に与えられており、取引条件の公平性が確保されていること。

以上

（ご参考）2023年12月31日時点の自己株式の保有状況

- ・発行済株式総数（自己株式を除く） 7,049,163株
- ・自己株式数 29,237株